

話し合いにおける「不同意コミュニケーション」に関する考察 —日本語母語話者同士の談話資料を基にして—

金 桂英

【キーワード】 「不同意コミュニケーション」・「配慮」・話し合い

【要旨】

本稿は、実際にサークル活動の日程や場所などを決める話し合いでの「不同意コミュニケーション」において、表現主体の「配慮」が理解主体に認識されたものを明らかにした。また、それらの「配慮」が「不同意コミュニケーション」においてどのような意味を持つのかを考察した。

その結果、相手の具体的な考え方が分からない状況で「不同意表明」の前提となる要素に触れ、相手の意見を確認する「配慮」が確認された。これは、相手のどういった意見に「不同意表明」を行うのかという「不同意表明」の意図を明確にするものだと考えられる。

「不同意表明」を行う際には、可能性を残す、意見を提案の形で伝える、文末は断言を避ける、文末は同意を誘う問いかけにする、などの「配慮」が確認された。これらは、相手に意見表明の余地を与えることにより、意見交換をしようとする姿勢を示す「配慮」だと考えられる。また、相手の意見に「不同意表明」を暗に示す理由のみ提示したり、個人としての意見を述べていることを強調したりする「配慮」が試みられていた。

「不同意表明」が連続するやりとりで最も多く見られた「配慮」は、問題とする点を克服する理由や根拠を伝えるなど、自分自身の意見への理解を促すものだった。それ以外に、相手の意見に修正を加え、意見を生かしてあげようとすることで、双方の意見を互いの希望に寄り添う形で実現させようとする「配慮」が確認された。また、実行により生じる相手の手間や大変さに触れることで、「不同意表明」の趣旨が相手のためであることを示す「配慮」が試みられていた。更に、「不同意表明」の後に同意の意見で締めくくることにより、意見を緩和し、「不同意表明」が心に残らないようにする「配慮」が確認された。

本稿は、連続するやりとりのなかから「不同意表明」を捉えることができ、人間関係や場の状況、更に、やりとりの展開に応じて「配慮」が調整されることを示唆した。

1. はじめに

我々は日常生活のなかで、しばしば相手の意見に「不同意表明」を行ったり、自分の意

見が相手に「不同意表明」を行われたりする状況に直面する。これまでの日本での生活のなかで、「不同意表明」を行うことがいかに難しいことであるかを実感している。

日本での生活において日本人は明瞭に物事を言わない印象を受けることがある。日本語母語話者と話す時、相手の話に対して同意できない場合でも「正直に思っていることを述べて仲が悪くなるよりは、言わないほうが良いのではないか」と思い、自分の考えを抑えることが多々ある。一方、日本人の友達からは「留学生は気の強い子が多い。自分の主張ばかり言って、反対されると怒ったりする自己中心的な人間もいる」という話を聞いた。しかし、これは日本人の「不同意コミュニケーション」のスタイルに当てはめたステレオタイプ的印象であり、日本語学習者本来の性格とは一致しない可能性があるのではないだろうか。このように、「不同意表明」を行うことは、その伝え方によっては相手の体面を傷つける可能性があるため、相手に伝わるような「配慮」を示しながら「不同意表明」を行う必要がある。そのためには、相手に伝わる「配慮」にはどのようなものがあるのか、それは表現主体のどのような意識¹に基づいて表現されたのか、などの実態を調べる必要があると考えられる。

前述のように、「不同意表明」はその伝え方によっては、相手の体面を傷つける可能性があるため、実際には同意をするふりをしたり、何も言わずにその場をやり過ぎたりするなど、「不同意表明」を回避する場合も少なくないと考えられる。しかし、物事を決める話し合いという、相互の意見を伝え合うことで成立するコミュニケーション行為においては、「不同意表明」を回避するのではなく、伝えることが極めて重要である。それと同時に、お互いの人間関係を維持していくために、相手やその場の状況に「配慮」を示しながら「不同意表明」を行う必要が生じる。そこで本稿では、実際に物事を決める話し合いを分析資料とした。そして、コミュニケーション主体²の意識に着目し、表現主体と理解主体の双方の立場から「配慮」について分析を行い、それらの「配慮」が「不同意コミュニケーション」においてどのような意味を持つのかを明らかにする。

2. 先行研究および研究目的

2. 1 先行研究

従来の研究では、『男性のことば・職場編と女性のことば・職場編』やロールプレイを分析資料とし、「不同意表明」の仕方に着目した研究（王2008、相本2004 など）が盛んに行われ、「不同意表明」の特徴が示されている。また、反対意見表明行動に関して、日本語以外の言語と日本語を比較したもの（李吉燭2001など）や「不同意表明」の類型を論じたもの（木山2005）などが挙げられる。また、米井（1997）では、クラブのミーティングやテレビの討論番組や話し合い形式のトーク番組を分析資料とし、相手への「配慮」という視点から日本語母語話者の反対意見表明にみられる特徴を提示している。しかし、何が

「配慮」であるかという判断は研究者に委ねられている。基本的に「配慮」はコミュニケーション主体の意識と大きく関わっているため、何が「配慮」であるかを第三者が判断することは難しいと考えられる。

このように、「不同意表明」は人と人とのコミュニケーションにおける重要な言語行動として、様々な視点からの研究が積み重ねられてきた。しかし、本稿のように、実際に物事を決める話し合いを基に、コミュニケーション主体の意識に着目した研究は、管見の限りなされていない。

また、従来の研究では、「不同意表明」を行う側だけを研究対象にしているものが多い。しかし、「不同意表明」はコミュニケーション主体の1回の「不同意表明」に終わるのではなく、「不同意表明」を繰り返すやりとりに展開する可能性がある。蒲谷（2003）では、「コミュニケーション主体」は、「表現行為」においては「表現主体」となり、「理解行為」においては「理解主体」となって、「コミュニケーション」を成立させていくことになる」としている。このように、「不同意表明」における表現主体と理解主体は固定的なものではなく、「不同意表明」を行うという表現行為においては表現主体（「不同意表明」を行う側）に、「不同意表明」が行われるという理解行為においては理解主体（「不同意表明」が行われる側）に、というように表現主体と理解主体を繰り返しながら、コミュニケーションを行っているのである。そのため、連続するやりとりを分析対象とし、「不同意表明」が行われる側も視野に入れ、コミュニケーション主体が「不同意表明」とその理解を行う一連の相互行為のなかで、「不同意表明」を捉える必要があると考えられる。

2. 2 研究目的

本稿では、映画のドラマのシナリオやテレビのトーク番組などから資料を収集する方法ではなく、日本語母語話者同士による実際に物事を決める話し合いの談話資料を収集し、分析資料とする。また、コミュニケーション主体の意識を重視し、表現主体の意図だけではなく、理解主体の受け止め方も考慮に入れ、両者の立場から「配慮」について分析を行う。具体的には、以下の2点を中心に分析・考察する。

- (1) 表現主体の「配慮」が理解主体に認識されたものにはどのようなものがあるのか。
- (2) それらの「配慮」は、「不同意コミュニケーション」においてどのような意味を持つのか。

3. 用語の規定

3. 1 「不同意」、「不同意表明」、「不同意コミュニケーション」の規定

本稿における「不同意」とは、コミュニケーション主体Aが自分の考え方や意見とは異

なる表現内容を含むコミュニケーション主体Bの表現を理解して生じる、それに対して賛同できないという認識のことである。「不同意表明」とは、コミュニケーション主体Aが、コミュニケーション主体Bに対して、不同意の認識を伝えるため、相手の考え方や意見とは異なる表現内容を含む表現を行うことである。

また、「不同意コミュニケーション」とは、コミュニケーション主体Aが、「人間関係」や「場」を考慮しながら「不同意表明」を行い、コミュニケーション主体Bがその「不同意表明」を理解すること、および、コミュニケーション主体AとBが「不同意表明」とその理解を行う一連の相互行為と規定する。

3. 2 「配慮」の規定

本稿における「配慮」とは、コミュニケーション主体A（B）が、「不同意表明」を行うことにより生じる問題を緩和するために、コミュニケーション主体B（A）及び「場」の状況に対し、何らかの気配りや気遣いを行うことである。

本稿では、コミュニケーション主体の意識を重視し、「不同意コミュニケーション」における「配慮」を研究主体の視点から決めるのではなく、実際にコミュニケーションを行っているコミュニケーション主体が自分の意識や内省をもとに、自ら決定するものである。

4. 調査の概要

4. 1 調査協力者

本稿の調査協力者は、20代の男性3組（計6名）で、3組共日本語母語話者同士（大学生或いは大学院生）のペアである。調査協力者の具体的な情報の一覧は、以下のとおりである。

<表1：調査協力者>

談話資料の番号	調査協力者コード (年齢)	調査協力者の出身地	人間関係
I	JMA (20代後半)	埼玉	先輩 (幹事長)
	JMB (20代後半)	神奈川	後輩 (副幹事長)
II	JMC (20代後半)	東京	先輩 (幹事長)
	JMD (20代前半)	東京	後輩 (副幹事長)
III	JME (20代前半)	群馬	友人 (幹事長)
	JMF (20代前半)	福岡	友人 (副幹事長)

会話の参加者数により、「配慮」の動機や意図も異なってくると考えられる。したがって、「不同意コミュニケーション」における「配慮」も「不同意表明」を行う相手だけではなく、そのワキの相手（蒲谷1998）への「配慮」も考えられ、会話参加者が増えると、その場の会話参加者に潜む意識は複雑になる。そうした複雑な「配慮」も解明していくべ

き課題であるが、本稿では、まず、「不同意コミュニケーション」において、コミュニケーション主体Aがコミュニケーション主体Bに「不同意表明」を行う際、どのような「配慮」を示しているのか、コミュニケーション主体Bはどのように受け止めているのかといった、両者がどのような意識を持つかという点に焦点を当てるため、本稿における会話参加者は2名に限定する。

4. 2 調査方法

4. 2. 1 談話資料の収集方法

調査方法は、調査協力者Aにサークルで親しい先輩や後輩、或いは友人の2人で物事を決める話し合いをする際、録音させてもらうことを依頼した。調査協力者Aの了承を得て、連絡を受けた後、調査者である筆者が話し合いを行う場所に行き、調査協力者Bに調査の旨を伝え、調査協力を依頼した。調査協力者AとBの承諾を得た後、その場で2人の話し合いをICレコーダーに録音した。

4. 2. 2 フォローアップ・インタビュー

談話資料の収集に参加した調査協力者に、一人ずつフォローアップ・インタビュー（以下、FUIと略す）を行った。本稿は、調査協力者の意識や内省を重視しながら、「不同意コミュニケーション」における「配慮」を引き出すことを目的とするため、半構造化インタビューの形式をとった。FUIは、会話時の意識を問うものであるため、基本的に談話資料の収集の3日以内に実施することにした。

手順としては、まず、調査協力者に「不同意コミュニケーション」における「配慮」に関する研究であることを知らせた。その後、一緒にICレコーダーの音声記録を聞きながら、調査協力者が「不同意表明」を行った可能性のある箇所と、「不同意表明」を行われた可能性のある箇所都合を送るよう指示した。調査者は合図に従ってICレコーダーを止め、会話した時の考えを思い出してもらい、どういった点に「配慮」したか、「配慮」されたかを聞いた。音声記録を聞き終わった後は、調査協力者の人間関係や場に対する認識などを確認した。

4. 2. 3 分析対象資料と分析方法

「不同意表明」は、ある表現内容に対してなされるものであり、「不同意表明」の対象となる相手の表現内容が必ずある。表現主体と理解主体の双方向的なやりとりを分析するためには、これら両方を抽出する必要があると考えられる。そのため、FUIで表現主体と理解主体が「不同意コミュニケーション」の一部だと認定した箇所と「不同意表明」の対象となる相手の表現内容を合わせて一つの事例として抽出し、事例毎に分析を試みた。

また、表現主体の「配慮」が必ず理解主体に認識されるとは限らない。本稿では、表現

主体の「配慮」が理解主体に認識されたものを分析対象に限定した。

<表 2：「配慮」を示した事例及び分析に用いた事例の一覧>

談話資料の 番号	「配慮」を示した 事例	表現主体の「配慮」が理解主体に 認識された事例
I	事例 1～5	事例 1、2、3、4
II	事例 1～7	事例 1、2、3、4、5、7
III	事例 1～4	事例 1、3

5. 分析結果と考察

(1) 「不同意表明」の前提となる要素に触れ、相手の意見を確認する

「不同意表明」の前提となる要素に触れ、相手の意見を確認するという「配慮」は、談話資料Ⅱの事例 7 で試みられていた。

談話資料Ⅱの事例 7 は、活動の連絡をする際、メーリングリストを使うか、使わないかについて話している。JMD はメーリングリストを使わず、個人にメールを送り、活動の連絡をしたいと思っているのに対し、JMC はメーリングリストを使ったほうが良いと思っているため、「不同意表明」が行われた。

<表 3：談話資料Ⅱの事例 7>

ライン番号 (No.)	話者	発話内容
185	JMC	後、どうしよう。今、一応メーリスあるんじゃない？あれは、どうする感じでいく？。
186	JMD	あれはあんまり…。そうですね。直接送っちゃったほうが早いかなあと思って…。この人数だったら。
187	JMC	あー、そう？「姓 10」さんは、何でメーリスを作るかと言うと、一応流すことによって（あー）今まで入っている既存のメンバーが、あのうミーティングがあるとそこに来る可能性がある…。（あー）だから、告示ぐらいはしといたほうが良いと言ってるんだよね。
188	JMD	高い確率ではないんじゃないですかね。（うん）結構みなさんその代表就任の時のあいさつの返信なんかをみると（うん）忙しっぽかったので…。
189	JMC	あー、そうだね。「JMD 姓」さん送る時負担がかかっちゃうから、メーリスっぽく作ったほうが、（あー）ぼく逆にいいかなあと思ったわけね。（あー）わざわざ二人に送るのも大変でしょう？。
190	JMD	そうですね。まあ、作りますか。したら、このコアだけで…。
191	JMC	あー、作る？それもそれで全然良いし…。もう 1 時になってる？。

幹事長である JMC は、これまでのやりとりを通じて、JMD がメーリングリストの使用について否定的な態度であることを推測している。しかし、その考えは推測にすぎないため、JMD の具体的な考え方が分からない。そこで、相手の具体的な考え方が分からないまま「不同意表明」を行うことにより、JMD の機嫌が悪くなる可能性を考慮している。そのため、まず、No.185 で質問し、JMD の意見を伺っている。それに対し理解主体である JMD は、「不

同意表明」を行うための質問だと認識しているものの、自分自身の考えを理解しようとしているように感じ、JMCの「配慮」を認識していた。

このように、表現主体は相手の意見を推測しているものの、その具体的な考え方が分からない状況で、「不同意表明」の前提となる要素に触れ、相手の意見を確認する。それにより、相手のどういった意見について「不同意表明」を行うのか、という「不同意表明」の意図を明確にすることが可能になると考えられる。

(2) 可能性を残す

可能性を残す「配慮」は、全ての談話資料で確認された。

この種の「配慮」を示す理由は、相手の全意見に「不同意表明」を行っている状況で、意見を緩和したり、完全な「不同意表明」を避けたりし、可能性を打ち消さないようにするためである。その表現には、「難しい」「可能性がある」「高い確率ではない」などが使われていた。このように表現主体は、相手の全意見に「不同意表明」を行いつつも、「駄目」などの可能性さえ打ち消す表現ではなく、多少の可能性は残す表現で伝えることにより、「不同意表明」を緩和すると共に、相手に意見表明の余地を与えるのである。それに対し理解主体は、意見を和らげているように感じたり、一部の「不同意表明」である印象を受けたりする。

この種の「配慮」を示した事例には、その後に詳細な説明を伴う傾向が見受けられた。その理由として、この表現だけでは「不同意表明」の理由が不明確であるため、表現主体は可能性を残す表現で伝えた後、詳細な説明を行うことにより、相手の理解を促すのである。このように、表現主体は複数の「配慮」を組み合わせる工夫をしながら「不同意表明」を行うのである。

(3) 意見を提案の形で伝える

「不同意表明」を行う際、意見を提案の形で伝える「配慮」は、談話資料Ⅱの事例1で試みられていた。

談話資料Ⅱの事例1は、ホームページの作成について話している。JMCは、No.54でJMDから「ホームページを作りたい」という話を聞いて、例年ブログを使っており、ブログのほうが良いと思っているため、No.57でブログを提案し、「不同意表明」を行う。

<表4：談話資料Ⅱの事例1>

ライン番号	話者	発話内容
54	JMD	じゃ、それはまた後程できそうですね。(うん)当面の目標は、教室をとることと、生協で聞くこと。まあ聞いたりしているんですけど、(うん)後、「姓7」先生の返事待ちですね。(うん)後はホームページを(うん)まあ簡単なもので良いので作って、そこへスタッフ一人一人のなんですかね。考えとか、

		(うん) 或いはどういうものを作って行きたいかということ(うん) ここに書いたら、良いかなあ。(うん) この辺のホームページを立ち上げて、(うん) そうですね。ホームページについてちょっと見てみましょうか。どこかで…。
55	JMC	うーん、それは「JMD 姓」さん自身が作ること？。
56	JMD	もし簡単なもので作れば…。〈笑い〉
57	JMC	そう？うーん、ブログでも良いと思うんだよね。(あー) ブログだったらすぐ出来る。ブログだと今インパクトが弱いということ？。
58	JMD	ブログだと写真とかアップできますか？。
59	JMC	できるできる。
60	JMD	あのう、表面の写真とか…。
61	JMC	できるできる。
62	JMD	あー、そうですか。じゃ、そのほうがいいですね。
63	JMC	ブログ簡単にできるよね。後、去年撮った写真というのがあって、(あー) それを手に入れば、ねー、去年の様子とか載せられるんで…。
64	JMD	そうですね。

人間関係上、「不同意表明」を行う JMC はブログに関する知識が豊富であり、十分に「不同意表明」を行う立場にいるにも関わらず、意見を提案の形で伝える理由は、意見の押し付けを避けるためである。それに対し理解主体は、提案しているような印象を受け、意見を受け入れやすく感じている。

このように、意見を提案の形で伝えることにより、判断の決定権を相手に与えており、意見があれば受け入れる心構えがある、という姿勢を見せることで、相手が不本意ながらもそれに従う状態を避けるのである。

(4) 文末は断言を避ける

文末は断言を避ける「配慮」は、談話資料Ⅱの事例3で試みられていた。

談話資料Ⅱの事例3は、活動を手伝ってくれるメンバーについて話している。No.102でJMCから「スタッフは大学院生を雇うしかない」という意見を聞いたJMCは、大学院生は期待できないと思っているため、No.103で「不同意表明」を行う。

<表5：談話資料Ⅱの事例3>

ライン番号	話者	発話内容
101	JMC	たぶん「JMC 姓」さんから直接言うことで、ここから、ねー、みんないっしょに関心を持って、やってくれるのもありそうだから…。
102	JMD	では、もうスタッフはやっぱ大学院生を雇うしかないですね。
103	JMC	〈笑い〉期待できるのかなあ、大学院生。
104	JMD	「姓9」君はちょっと微妙ですけど…。
105	JMC	まあ、でも2日だけだからね。そのうち一日だけでも、この時間だけとかでも、指定したらやってくれるかもね。ありがたいけど。

JMCはFUIで、《断言を避け、意見を言いやすくするため「かなあ」と言った》³と

述べていた。ここで、JMCはJMDに「不同意表明」を行う際、文末は断言を避けることにより、JMDが「不同意表明」を行われた後、意見を言いやしくしようとするのが分かる。それに対し理解主体であるJMDは、「《「かなあ」と言っているの、交わされている感じがする》と報告していた。

このように、表現主体は断言を避けることで、意見に確信を持っているわけではないことを示し、相手に次の「不同意表明」の余地を与えることができるのである。仮に、文末を断言すると自分の意見に絶対的な自信を持っている印象を与える可能性があり、相手からの返信が途絶えるなど、相手のコミュニケーション意欲をそぐ結果を招くおそれがあるのではないだろうか。

以上のように、文末は断言を避ける「配慮」は、相手に次の「不同意表明」の余地を与えることができ、「不同意コミュニケーション」において重要な意味をもつと考えられる。

(5) 文末は同意を誘う問いかけにする

文末は同意を誘う問いかけにする「配慮」は、談話資料Ⅰの事例1と事例2、談話資料Ⅱの事例4で確認された。具体的な事例の一つとして、談話資料Ⅰの事例2が挙げられる。

談話資料Ⅰの事例2は、サークル活動の日程について話している。JMBは26日の金曜日がいいと思っているのに対し、JMAは土日がよいと思っているため、No.15で「不同意表明」が行う。

<表6：談話資料Ⅰの事例2>

ライン番号	話者	発話内容
13	JMA	後、曜日だね。
14	JMB	26日の金曜どうですか。
15	JMA	金曜日だったらみんなバイトをしているんじゃないですか？なんか…。
16	JMB	あ、う、意外に週末のほうが参加しやすいのかなあと思いますね、逆に。さっきあ、う、「地名1」の子は「土曜日はバイトが入っているから無理だ」と言っていたし、(あー)で、他大生の3年生の人は「平日が良い」と言われて、ほかにも何人が「土日しかやらないですか」みたいなことがあったんで、(あー)「平日もやりますよ」と言ったら、「良かったです」みたいな返事が返ってきて、(あー)だったら、一回ぐらいは返事くれたほうが良いかなあと思って…。(あー)後は、「姓1」さんが参加できなかったから、平日やって一回ぐらいは参加してもらったほうが良いかなあと思って。(あー)ちょっとそこを…。
17	JMA	そうか。じゃ、26日の金曜でいきますか。意外に2週間後だったらみんな空けてくれるかもしれない。
18	JMB	あー、じゃ、そうします。
19	JMA	そういう形…。

文末は同意を誘う問いかけにする「配慮」を示す理由は、断定を避けるため、話を続きやすくするためである。それに対し、理解主体は受け入れやすく感じたり、意見を言いやしく感じたりする。

このように、断定するのではなく、文末は同意を誘う問いかけにすることにより、答えの選択権を相手に委ね、相手が不本意ながら意見を言いにくくなることを防ぎ、やりとりの展開をスムーズにすることが可能となる。また、問いかけることにより、相手に自分自身の意見を見つめ直す契機を与え、再度自分自身の意見と向き合い、自らの意見に修正を加えたうえで答えるきっかけ作りにも繋がると考えられる。

問いかけに用いられた表現形式には、「～じゃないですか」などの否定疑問文と、「～かね」などの終助詞「～ね」を用いていた。メイナード (2005) は、否定疑問形は意見を柔らかく提示する典型的な表現であるとしている。また、李善雅 (2001) は、意見が対立する議論の場で立場表明を行うときに、「ね」は一方的ではなく相手に配慮しながら立場表明を助けるとしている。このように、表現主体は否定疑問文や終助詞「～ね」を用いることにより、表現を工夫しながら問いかけるのである。

(6) 相手の意見に「不同意表明」を暗に示す理由のみ提示する

相手の意見に「不同意表明」を暗に示す理由のみ提示する「配慮」は、談話資料Ⅰの事例4、談話資料Ⅱの事例2と事例5で試みられていた。具体的な事例の一つとして、談話資料Ⅱの事例2が挙げられる。

談話資料Ⅱの事例2は、活動の場所について話している。JMDは、No.95でJMCから「そのまま置きっぱなしできないよね」という話を聞いて、管理はしてくれるので、置きっぱなしにしても大丈夫だと思い、No.96で相手の意見に「不同意表明」を暗に示す理由のみ提示し、「不同意表明」を行う。

<表7：談話資料Ⅱの事例2>

ライン番号	話者	発話内容
95	JMC	あー、はい。なるほど。使うとしたら、2日間使えるところがいいね。そのまま置きっぱなしできないよね。
96	JMD	まあ、ただあのお管理はしてくれるので、壊されたりすることはないと思いますね。
97	JMC	そうだね。(沈黙5秒) そうか、例年はいつも平日は11時スタートで、えー、何時だったかなあ。7時ごろ終わるのかなあ。土曜、日曜だと、朝、10時ごろスタートして、夜6時ごろ終わったのかなあ。

相手の意見に「不同意表明」を暗に示す理由のみ提示する「配慮」を示す理由は、直接的な「不同意表明」を避け、相手の理解を促すためである。それに対し、理解主体は直接的な「不同意表明」ではない印象を受け、受け入れやすく感じたり、理由を聞いて理解しやすく感じたりする。

以上のように、相手の意見に「不同意表明」を暗に示す理由のみ提示する「配慮」は、直接的な「不同意表明」ではない印象を与え、「不同意表明」を受け入れやすくするだけ

ではなく、自分自身の意見への理解を促す役割も果たすと考えられる。

(7) 個人としての意見を述べていることを強調する

個人としての意見を述べていることを強調する「配慮」は、談話資料Ⅲの事例1で試みられていた。

談話資料Ⅲの事例1は、サークルのメンバーの年齢層について話している。No.7で、JMFから3年生は除外したいという意見を聞いたJMEは、来る人は拒みたくないと思っているため、No.8で「不同意表明」を行う。

<表8：談話資料Ⅲの事例1>

ライン番号	話者	発話内容
7	JMF	やっぱり年齢層は今度ぼくたちは2年生なので、1年生だけじゃなくて、2年生もオッケーにします？さすがに3年生とかだと先輩という感じで…> {<} 【【。
8	JME	】】 <いや、> {>} ぼくはそういう人たちに対しては反対しないし、別に3年でも4年でも院生でも、来る人は拒まず…。
9	JMF	そっちのほうが人増えますね。
10	JME	あまり変な人は来てほしくないけど…。でも、あまりぼくは新しいサークルだし、色々な人がオッケーだと思う。
11	JMF	確かに。じゃ、早稲田の学生であればだれでもオッケーということ…。
12	JME	そうだね。

個人としての意見を述べていることを強調する「配慮」を示す理由は、意見に「ぼく」という個人を特定する名詞を付け、自分の意見を伝えるのだと主張し、意見を緩和するためである。それに対し、理解主体は自分自身の意見を強調しているような印象を受け、「不同意表明」を受け入れやすく感じている。

以上から、この種の「配慮」は、個人としての意見を述べているということを強調することにより、相手の意見を損なう度合いを緩和するものだと考えられる。

(8) 「不同意表明」の後に理由や根拠を伝える

「不同意表明」の後に理由や根拠を伝える「配慮」は、全ての談話資料で確認された。この種の「配慮」が行われた場の状況には共通点があり、ある話題において「不同意表明」を繰り返している状況で試みられていた。

この種の「配慮」を示す理由は、一つ目は分かりやすく説明し、理解を促すため、二つ目は立場が上である人間関係を考慮したため、三つ目は直接的な「不同意表明」を避け、意見を緩和するためである。

このように、自分の意見を主張し、「不同意表明」を繰り返している状況で、自分自身の考えへの理解を促すため用いる説明には工夫を凝らしている。具体的には、過去のサー

クルの実例を挙げたり、「不同意表明」を行う具体的な根拠を示したりし、理解を促している。それに対し理解主体は、理解しやすく感じたり、受け入れやすく感じたりする。

以上のように、ある話題において「不同意表明」を繰り返している状況で、具体的な関連事例を挙げたり、明確な根拠を述べたりし説明することは、自分自身の考えへの理解を促し、より説得力を持った「不同意表明」を行う役割を果たすと考えられる。

(9) 「不同意表明」の後に相手の意見に修正を加える

「不同意表明」の後に相手の意見に修正を加える「配慮」は、表5の談話資料Ⅱの事例3で試みられていた。

談話資料Ⅱの事例3で、JMCはJMDの「スタッフは大学院生を雇うしかない」という意見に対し、No.103で「不同意表明」を行った後、JMDの「「姓9」君はちょっと微妙だけど…」という反応を受け、No.105で《日にちや時間を指定したら、やってくれるかもしれない》とJMDの意見に修正を加えて伝えている。この種の「配慮」を示す理由は、相手の意見を生かしてあげるためである。それに対し、理解主体は一部の意見が受け入れられたと思ひ、嬉しく感じている。

このように、「不同意コミュニケーション」において、「不同意表明」を行いつつもコミュニケーション主体双方の意見を互いの希望に寄り添う形で実現するためには、コミュニケーション主体双方の主張のすりあわせも必要となり、また、いかにお互いに歩み寄れるかという点こそ、双方向的で良好なやりとりに繋がると考えられる。

以上のように、「不同意表明」の後に相手の意見に修正を加える「配慮」は、物事を決める際の話し合いにおいて互いに歩み寄れる役割を果たし、双方向的で良好なやりとりに影響を与えるだけに「不同意コミュニケーション」において重要な意味を持つと言える。

(10) 実行により生じる相手の手間や大変さに触れる

実行により生じる相手の手間や大変さに触れる「配慮」は、談話資料Ⅰの事例4、談話資料Ⅱの事例7で試みられていた。

実行により生じる相手の手間や大変さに触れる「配慮」は、「不同意表明」の趣旨が相手のためであることを伝えるものである。具体的に、表3の談話資料Ⅱの事例7では、JMCはNo.186とNo.188でJMDの意見を聞いて、No.189で「不同意表明」を行う。実行するのはJMDである状況で、JMCは実行によるJMCの負担を強調することにより、「不同意表明」の趣旨が相手のためであることを伝えようとする。それに対し理解主体は、自分自身の負担を考慮してくれた、思いやってくれたような印象を受けることが確認できた。

以上のように、実行により生じる相手の手間や大変さに触れる「配慮」は、趣旨が相手の意見に対する「不同意表明」ではなく、相手のためであることを示唆し、「不同意表明」により生じる可能性がある人間関係の気まずさを修復しようとするものだと考えられる。

(11) 「不同意表明」の後に同意の意見で締めくくる

「不同意表明」の後に同意の意見で締めくくる「配慮」は、談話資料 I の事例 4 で試みられていた。

談話資料 I の事例 4 は、日程を組みやすくする方法について話している。JMB はNo.67 で JMA から「不同意表明」を行われた後、予め空いている曜日を集計する方法を提案される。それに対し、JMB はNo.68 で長い発話で「不同意表明」を行う。

<表 9：談話資料 I の事例 4>

ライン番号	話者	発話内容
66	JMB	一つ思ったんですけど、あのう、問い合わせがあった（うん）と言ったじゃないですか。（うん）その平日に参加したとか。<中略>4、5人集まればたぶん活動として成立すると思います。（あー）“実はこの日もやりますよ”とメンバーに送っちゃえば、“こっちも参加しますよ”と言うのがあれば、それもそれでありかなあとって…。
67	JMA	そうですね。結構手間がかかりますね。（あー）でも、それ難しいですね。でも…。これはどうですか。これから新しく入ってくる人に空いている曜日を予め集計を取っちゃって…。
68	JMB	それもね、やったんですよ。何人かに…。問い合わせとかあって、“この日は無理ですか”という人があったんで、“はい、分かりました。次回も参加してください”と。“ちなみにもしご都合よい日があったら、念のために教えていただけますか”と…。 “それになるか分からないですけど、一応取りあえず空いている日があったら教えてください”と言ったんですけど、逆にそれだと空いている日が絞られて、自分たちにプレッシャーになっちゃうからみたいなことで返事を返してきた人もいたし、（あー）逆にそれについて返事がなかったりとか、（あー）“こっちもできるだけそういうことについては触れないようにはしているんですけど、逆にその日にしてもらっても参加できなくなったら、悪いんで…”みたいなことを言われると、あれですね。
69	JMA	そうですね。
70	JMB	一応教えてもらえば組みやすいですね。
71	JMA	そうですね。（沈黙 5 秒）

このように、自分自身の意見を長い発話で述べている状況で、同意の意見で締めくくる理由は、ベースの意見は同じだと強調し、意見を和らげるためである。それに対し理解主体は、一部の意見が認められたと思い、受け入れやすく感じている。

以上から、自分自身の意見を長い発話で述べている状況で、同意の意見で締めくくる「配慮」は、意見を緩和し、「不同意表明」が心に残らないようにする役割を果たし、「不同意コミュニケーション」において重要なポイントとなる。

6. まとめ

本稿は、日本語母語話者同士の実際にサークル活動の日程や場所などを決める話し合いでの「不同意コミュニケーション」において、表現主体の「配慮」が理解主体に認識され

たものに限定し、分析考察を行った。その結果、以下の「配慮」が確認された。

相手の具体的な考え方が分からない状況を考慮し、「不同意表明」の前提となる要素に触れ、相手の意見を確認する「配慮」であった。これは、相手のこういった意見に「不同意表明」を行うのか、という「不同意表明」の意図を明確にするものだと考えられる。

「不同意表明」を行う際には、次のような「配慮」が試みられていた。可能性を残す、意見を提案の形で伝える、文末は断言を避ける、文末は同意を誘う問いかけにする、などの「配慮」であった。これらの「配慮」は、相手に意見表明の余地を与えることにより、意見交換をしようとする姿勢を示すものだと考えられる。また、「不同意表明」を受け入れやすくするため、相手の意見に「不同意表明」を暗に示す理由のみ提示したり、意見に「ぼく」という自称詞を付け、個人としての意見を述べていることを強調したりする「配慮」が試みられていた。

「不同意表明」が繰り返すやりとりでは、次のような「配慮」が試みられていた。最も多く見られた「配慮」は、問題とする点を克服する理由や根拠を伝えるなど、自分自身の意見への理解を促すものであった。それ以外に、相手の意見に修正を加え、意見を生かしてあげようとすることで、コミュニケーション主体双方の意見を互いの希望に寄り添う形で実現させようとする「配慮」が試みられていた。また、実行により生じる相手の手間や大変さに触れることで、「不同意表明」の趣旨が相手のためであることを示し、「不同意表明」により生じる可能性がある人間関係の気まずさを修復しようとする「配慮」が試みられていた。更に、自分自身の意見を長い発話で述べている状況で、同意の意見で締めくくると「配慮」が見られた。これは、意見を緩和し、「不同意表明」が心に残らないようにするものだと考えられる。

「不同意コミュニケーション」は、表現と理解のやりとりを繰り返すことにより、築き上げるものである。本稿は、連続するやりとりのなかから「不同意表明」を捉え、人間関係や場の状況、更に、やりとりの展開に応じて「配慮」が調整されることを示唆した。

7. 今後の課題

本稿では、「不同意コミュニケーション」における可能な「配慮」に焦点を当てたため、表現主体の「配慮」が理解主体に認識されていないものにはどのようなものがあり、その要因は何かを明らかにすることはできなかった。

しかし、「不同意コミュニケーション」において、なぜ「配慮」したつもりなのに理解主体に認識されなかったのか、その要因を知ることが、よりよい「不同意コミュニケーション」のための手掛りに繋がると考えられる。今後はそれらも含め、「不同意コミュニケーション」における「配慮」の様相を明らかにしていきたい。

-
- 1 「意識」（「気持ち」）とは、「どういう気持で」「なぜ・何のために」という「意図」や「待遇意識」を含むものとされる（蒲谷 2006）。
 - 2 「コミュニケーション主体」とは、「話し手」や「書き手」である「表現主体」と「聞き手」や「読み手」である「理解主体」との総称である（蒲谷 2006）。
 - 3 《 》を付した引用は、調査協力者の使用したことばを生かしながら、筆者が内容をまとめたものである。

【参考文献】

- 宇佐美まゆみ（2007）「改定版：基本的な文字化の原則（Basic Transcription System for Japanese: BTSJ）2007年3月31日改定版」『談話研究と日本語教育の有機統合のための基礎的研究とマルチメディア教材の試作』平成15－18年度科学研究費補助金基盤研究 B(2)（研究体表者 宇佐美まゆみ）研究成果報告書
- 王萌（2008）「日本人の「不同意表明」の仕方」『比較社会文化研究』23
- 蒲谷宏・川口義一・坂本恵（1998）『敬語表現』大修館書店
- 蒲谷宏（2003）「「待遇コミュニケーション教育」の構想」『講座日本語教育』39
- 蒲谷宏（2006）「「待遇コミュニケーション」における「場面」「意識」「内容」「形式」の連動について」『早稲田大学日本語教育センター紀要』19
- 木山幸子（2005）「日本語の雑談における不同意の様相—会話教育への示唆—」『言語情報研究報告』6
- 梶本総子（2004）「提案に対する反対の伝え方—親しい友人同士の会話データを基にして—」『日本語学』23 明治書院
- メイナード、泉子・K（2005）「否定疑問文」『日本語教育の現場で使える談話表現ハンドブック』くろしお出版
- 好井裕明・山田富秋・西坂仰（1999）「会話分析への招待」世界思想社
- 楊昉（2009）「意見の不一致における類型と調整ストラテジー—中国語母語場面と日中接触場面の事例分析—」『接触場面の言語管理研究』7
- 吉川香緒子（2007）「メールによる話し合いにおける「異見表明」の方法に関する考察」『早稲田大学日本語教育研究』10
- 米井美恵（1997）「日本語の「反対意見を表明する発話」にみられる特徴—相手への配慮という視点から—」『葛野』1
- 李吉熔（2001）「日・韓両言語における反対意見表明行動の対照研究—談話構造とスキーマを中心として—」『阪大日本語研究』13
- 李善雅（2001）「議論の場に見られる「ね」「よ」「よね」について—日本語母語話者と韓国語学習者との相違—」『ことばの科学』14

（キン ケイエイ・早稲田大学大学院日本語教育研究科博士後期課程2年）